

長崎県病院企業団
地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

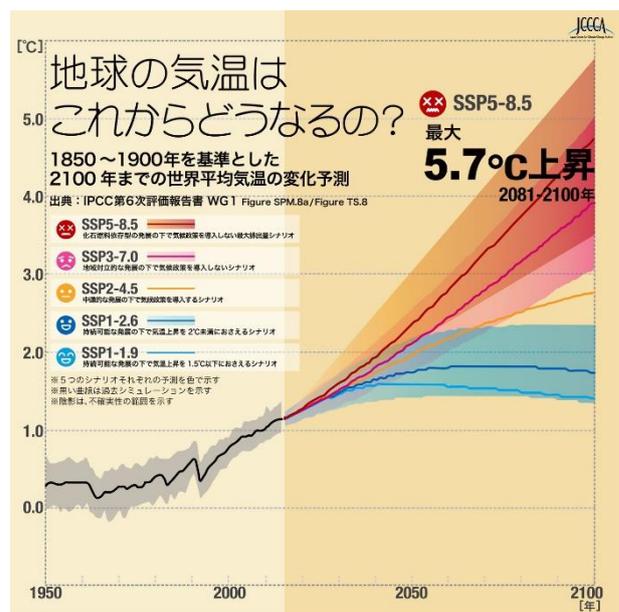
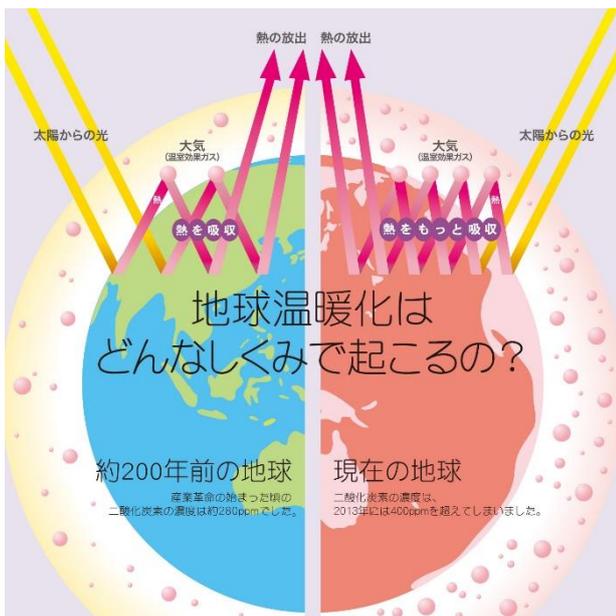
令和5年1月

長崎県病院企業団

はじめに

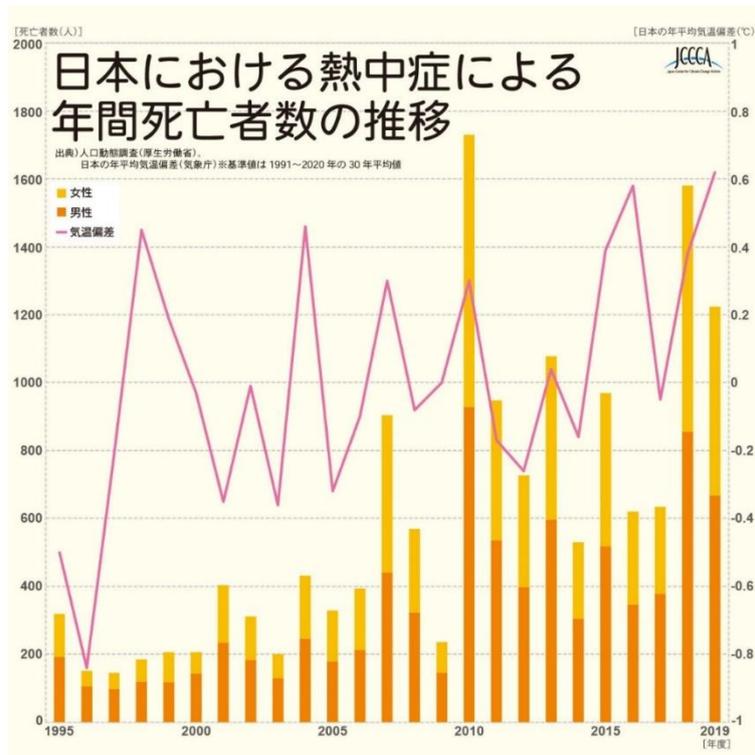
1. 地球温暖化とは？

- 地球は、太陽からの熱が海や陸に届くことによって暖められているとともに、地球からも熱が宇宙に放出されています。その放出される熱の一部を吸収し、地表から熱が逃げすぎないようにしているのが、「温室効果ガス」です。この温室効果ガスが全くないと、太陽の熱が全て宇宙に逃げてしまうため、地球の平均気温は氷点下 19 度まで下がってしまうと考えられています。つまり、温室効果ガスは地球を暖かく保つために必要なものなのです。
- しかし、温室効果ガスが増えすぎると、宇宙に逃げるはずの熱が放出されず、地表に溜まりこんでしまいます。そのため、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これを「地球温暖化」といいます。
- 産業革命以降、人間はエネルギーを得るため石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やすようになり、現在に至るまで、大量の温室効果ガスが排出され続けています。その結果、世界の平均気温は上昇を続け、気候変動対策を講じなければ 2100 年には最大 5.7℃上昇すると予測されています。



(出典:全国地球温暖化防止活動推進センター(<https://www.jccca.org/>)より)

- 地球温暖化により、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつなど人間への影響が観測され始めています。また、平均気温の上昇による熱中症患者の増加や、デング熱などの感染症の拡大など、医療面にも影響をきたしています。



(出典:全国地球温暖化防止活動推進センター(<https://www.jccca.org/>)より)

- 私たちは地球温暖化の進行を緩和するためにも、節電や省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーへの転換の推進等を行い、温室効果ガスの排出を減らす必要があります。

2. 地球温暖化をめぐる動向

- 2015年12月に開催された国連機構変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)では、「京都議定書」に代わる、新たな国際的な法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。このパリ協定は、気候変動枠組条約に加盟する196か国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意であり、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することや、全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が規定されました。
- 我が国では、COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策基本計画」が平成28年5月13日に閣議決定され、令和3年10月22日に改訂されました。
- 同計画では、2030年度までに2013年度比で46%、2050年度までに80%の温室効果ガスの排出量削減が目標として掲げられました。また、令和2年10月に行われた菅総理(当時)の所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」といった「2050年カーボンニュートラル」宣言がなされました。
- また同計画内において、地方公共団体の基本的役割として「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の推進」や「自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範となること」を目指すべきであるとされています。

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

- 本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた地方公共団体実行計画（以下、「実行計画」という。）であり、長崎県病院企業団における事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出量削減へと導くことを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

地方自治法(抜粋)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

2. 計画の期間・基準年度

- 計画の期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。
なお、基準年度は2015（平成27）年度とします。

3. 対象範囲

- 対象の範囲は、長崎県病院企業団が行う全ての事務及び事業とします。

表1 対象施設

施設名	
長崎県病院企業団本部	長崎県上五島病院
長崎県精神医療センター	長崎県上五島病院附属診療所 有川医療センター
長崎県島原病院	長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター
長崎県五島中央病院	長崎県対馬病院
長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター	長崎県上対馬病院
長崎県富江病院	長崎県壱岐病院

4. 対象とする温室効果ガス

○ 対象とする温室効果ガスは、温対法第2条において規定されている下記の7物質とします。
 ただし、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については、排出量全体に占める割合が極めて小さいと想定されることから、本計画において把握する温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表2 温対法第2条において規定されている温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	・化石燃料の燃焼 など。
メタン(CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	・稲作 ・家畜の腸内発酵 ・廃棄物の埋立 など。
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	・燃料の燃焼 ・工業プロセス など。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。	・スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒 ・化学物質の製造プロセス ・建物の断熱材 など。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。	・半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄(SF ₆)	22800	硫黄の六フッ化物。	・電気の絶縁体 など。
三フッ化窒素(NF ₃)	17200	窒素とフッ素からなる無機化合物。	・半導体の製造プロセスなど。

(引用:全国地球温暖化防止活動推進センター(<https://www.jccca.org/>)より)

第2章 温室効果ガス排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

○ 長崎県病院企業団における基準年度の二酸化炭素総排出量は、15,920t-CO₂*でした。

* t-CO₂ … 二酸化炭素 1トンを意味する単位。

2. 施設毎の排出量

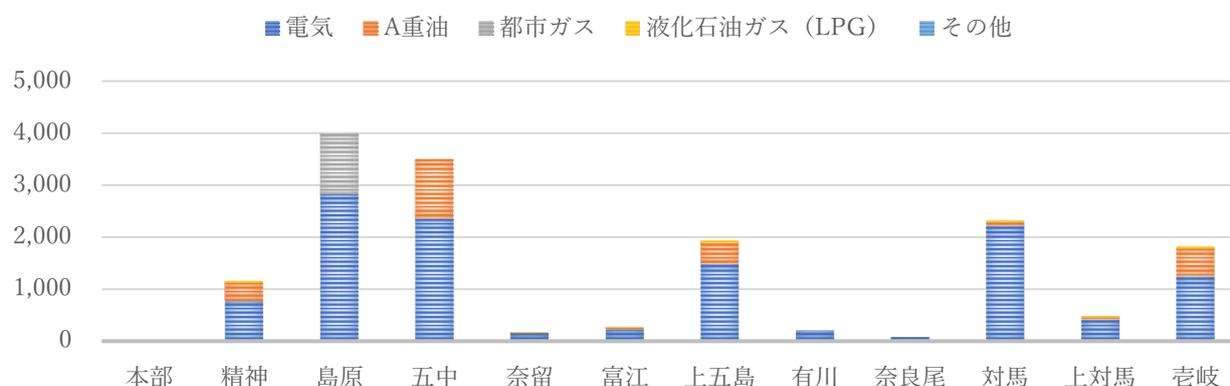
○ 基準年度である2015（平成27）年度の施設別排出量を見ると最も排出量の多い施設は、島原病院の3,999t-CO₂、次いで五島中央病院の3,495t-CO₂でした。

表3 施設毎の排出状況

(単位:t-CO₂)

	電気	A重油	都市ガス	LPG	その他	計
本部	7	-	-	-	-	7
精神	773	350	-	27	-	1,150
島原	2,843	-	1,156	-	-	3,999
五島中央	2,354	1,141	-	-	-	3,495
奈留	158	2	-	7	-	167
富江	227	36	-	3	-	266
上五島	1,485	404	-	42	-	1,931
有川	204	-	-	-	-	204
奈良尾	85	-	-	-	-	85
対馬	2,223	73	-	24	-	2,320
上対馬	423	33	-	21	-	477
壱岐	1,244	539	-	36	-	1,819
合計	12,026	2,578	1,156	160	-	15,920

図1 施設毎の排出状況



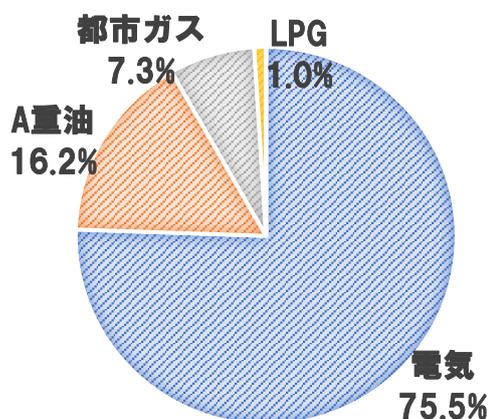
3. 要因別の排出状況

○ 基準年度である2015（平成27）年度の温室効果ガスの排出量を要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約76%を占め、次いでA重油の使用が約16%、都市ガスの使用が約7%を占めていました。

表4 要因別の排出状況

区 分	排 出 量 (t-CO ₂)	割 合 (%)
電 気	12,026	75.5
A 重 油	2,578	16.2
都 市 ガ ス	1,156	7.3
L P G	160	1.0
そ の 他	0	0.0
計	15,920	100.0

図2 要因別の排出状況



4. 削減目標

○ 2015（平成27）年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2030（令和12）年度の二酸化炭素排出量を28.2%削減することを目指します。

※ 削減目標値の根拠

第2次長崎県地球温暖化対策実行計画では2030（令和12）年度までに、「業務その他部門」におけるCO₂排出量を2013（平成25）年度比31.7%削減することを目指しており、それを2015（平成27）年度比に換算しなおしたものである。

表5 削減目標

基準年度排出量 (平成27年度)	削減目標	目標年度排出量 (令和12年度)
15,920t-CO ₂	28.2%	11,430t-CO ₂

第3章 具体的な取り組み

1. 取組の基本方針

- 本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した取組を次のとおり定めま
す。温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が
必要であり、実行していくことが大切です。

2. 目標達成に向けた取り組み

▶ 照明

- ・ 事務室の昼休み時消灯。
- ・ 不要な照明の間引き消灯。
- ・ 蛍光灯から LED 電球への切り替え。

▶ 空調

- ・ 冷暖房の適切な温度設定や、消し忘れタイマーの設定。
- ・ 省エネタイプのアコンへの更新。
- ・ 空調機の清掃、フィルター交換による省電力化。
- ・ 扇風機等の併用。
- ・ 遮光カーテンへの更新による、直射日光の遮断。

▶ 器械備品等

- ・ O A 事務機器の長時間未使用時の電源 OFF。
- ・ 設備・機器更新時に、なるべく省電力のものを選定。

▶ 中央制御

- ・ 消費電力量の監視。
- ・ 負荷超過時の自動遮断区域設定の実施。

▶ その他

- ・ 夜間巡視時の照明・空調等の消し忘れチェック。
- ・ 掲示板や回覧の活用による、省エネに対する職員への意識啓発。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

- 実行計画を実施・運営していくために、各施設単位で取組を推進する必要があることから、「推進本部」、「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととします。

▶ 推進本部

推進本部を長崎県病院企業団本部に置き、本部長を総務部長とし、計画の策定や見直し、及び計画の推進・点検を行う。

▶ 推進担当者

施設ごとに1名以上の推進担当者を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と連携し、計画の総合的な推進を図る。

2. 推進手法

- 全職員が自らの業務を遂行する中で、「第3章 具体的な取り組み」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。
- 施設ごとに、各年度に消費した電気、ガス及び燃料等の使用状況において、毎年7月末までに推進本部へ報告する。

3. 点検及び評価

- 施設からの取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や数値的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検・評価する。

4. 進捗状況の公表

- 温対法に基づき、本計画の進捗状況は、年1回当企業団ホームページにより公表する。